

国際教養大学学生生活規程

平成 16 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 6 5 号

(趣旨)

第 1 条 国際教養大学（以下「本学」という。）の学生、研究生、科目等履修生（特別科目等履修生及び短期外国人留学生を含む。）、聴講生及び特別聴講学生（以下、「学生等」という。）が守るべき事項については、他の本学の諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(誓約書)

第 2 条 新たに本学の学生及び科目等履修生となる者は、誓約書（様式第 1 号）を学長に提出しなければならない。

(保証人)

第 3 条 前条に掲げる学生及び科目等履修生は保証人を定め、保証書（様式第 2 号）を学長に提出しなければならない。

2 保証人は、父母又は独立して生計を営み、保証人としての責務を果たすことのできる者とする。ただし、科目等履修生のうち、短期外国人留学生については、当該留学生を推薦する派遣元大学等の教職員を保証人とみなし、その推薦状をもって保証書に代えることができる。

3 保証人を変更し、又は保証人の住所に変更があったときは、当該変更後の保証人は、当該学生及び科目等履修生を経て、その都度速やかに保証人変更届（様式第 2 号の 2）を事務局に提出しなければならない。

(学生等記録)

第 4 条 学生及び科目等履修生（短期外国人留学生を除く。次項において同じ。）は、入学後速やかに、本学が設置するオンラインシステムにおいて、住所等の必要事項を登録しなければならない。

2 前項の登録内容に変更があったときは、当該学生及び科目等履修生は、その都度速やかに、変更登録しなければならない。

3 本人の氏名に変更があったときは、学生氏名変更届（様式第 3 号）を事務局に提出しなければならない。

(服装、喫煙、飲酒)

第 5 条 学生等の服装は、学生等として品位を保つことに留意しなければならない。

2 学生等は、学内においては、喫煙してはならない。

3 学生等は、学内においては、本学が指定した飲酒場所以外で飲酒してはならない。

(関係法令の遵守等)

第 6 条 学生等は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）、未成年者喫煙禁止法（明治 3 3 年法律第 3 3 号）、未成年者飲酒禁止法（大正 1 1 年法律第 2 0 号）、その他関係法令を遵守して、交通

の安全及び事故防止に努めなければならない。

- 2 学生等は、本学の施設・設備の保全、保健衛生、防災及び災害防止に努めなければならない。
- 3 学生等は、本学の施設・設備を故意又は過失により滅失、破損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費の全部又は一部を弁償しなければならない。

(健康診断)

第7条 学生及び特別科目等履修生は、毎学年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

- 2 学生及び特別科目等履修生は、前項の健康診断の結果により、本学が行う保健指導上の指示に従わなければならない。
- 3 本学が行う健康診断の結果の証明を希望する学生及び特別科目等履修生は、証明書等交付申請(様式第4号)を事務局に提出し、健康診断証明書の交付を受けることができる。

(学生証)

第8条 学生等は、入学の際、学生証の交付を受けるものとする。

- 2 学生等は、構内に入るときは、学生証を携帯しなければならない。
- 3 学生等は、本学の教職員から学生証の提示を求められたときは、直ちにこれを示さなければならない。
- 4 学生等は、学生証を紛失し、又は汚損したときは、学生証再交付申請書(様式第5号)を事務局に提出し、再交付を受けなければならない。
- 5 学生等は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 6 学生等は、卒業、修了、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

(通学証明)

第9条 公共輸送機関の通学定期乗車券を購入するため、通学証明書の交付を希望する学生は、証明書等交付申請書(様式第4号)を事務局に提出することにより、その交付を受けることができる。

(学生旅客運賃割引証)

第10条 旅行するため、学生旅客運賃割引証の交付を希望する学生は、証明書等交付申請書(様式第4号)を事務局に提出し、その交付を受けることができる。

(その他の証明等)

第11条 学生等が、在学証明書、成績証明書、卒業(見込)証明書、修了(見込)証明書、就職推薦書、各種資格取得(見込)証明書その他証明書の交付を希望するときは、証明書等交付申請書(様式第4号)を事務局に提出し、その交付を受けるものとする。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、別表に掲げるものについては、学内に設置する証明書発行機により、その交付を受けることができる。この場合には、申請書の提出を省略することができる。

(休学)

第12条 国際教養大学学則(以下「学則」という。)第44条若しくは国際教養大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第27条の規定により休学し、又は学則第45条若しくは大学院学則第28条の規定により休学期間を延長しようとする学生は、本人及び保証人連署の休学(期間延長)願(様式第6号)を事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(復学)

第13条 学則第46条又は大学院学則第29条の規定により復学しようとする学生は、本人及び保証人連署の復学願(様式第7号)を事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第14条 学則第47条又は大学院学則第30条の規定により転学しようとする学生は、本人及び保証人連署の転学願(様式第8号)を事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(転領域)

第15条 学則第48条の規定により転領域しようとする学生は、本人及び保証人連署の転領域願(様式第9号)を事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。

第15条の2 大学院学則第30条の2の規定により転領域しようとする学生は、次号の条件をいずれも満たした上で、転領域願(様式第9号の2)を事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 一 申請時点で1学期以上在学していること。
- 二 申請時点で累計のGPAが3.00以上であること。

(留学)

第16条 学則第41条第1項に規定する他の大学等における授業科目の履修等によらず、学則第49条又は大学院学則第31条の規定により留学しようとする学生は、本人及び保証人連署の留学願(様式第10号)を事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第17条 学則第50条又は大学院学則第32条の規定により退学しようとする学生は、本人及び保証人連署の退学願(様式第11号)を事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(学生の団体)

第18条 学生等が、学内において学生等の団体を設立しようとするときは、学生団体設立申請書(様式第12号)及び学生団体構成員名簿(様式第12号の2)を事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の団体の設立に当たっては、本学の専任教職員(学生課職員を除く。)又は特任教員のうちから顧問教職員を定めなければならない。
- 3 第1項の団体の設立に当たっては、団体の構成員の最低1名が事務局の実施する救命救急講習を受講していなければならない。
- 4 団体が、学外団体に加入しようとするときは、学外団体加入願(様式第12号の3)を事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(許可の期限及び更新)

第19条 前条第1項に規定する許可の有効期限は、当該団体が許可を受けた学期の翌学期の初めの月の末日までとする。

- 2 更新を希望する場合は、有効期限までに学生団体設立許可更新願(様式第13号)を事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の更新に当たっては、団体の構成員の最低1名が、事務局の実施する救命救急講習を受講し

ていなければならない。

(活動の報告)

第20条 団体は、毎学期の初めの月の末日までに前学期の学生団体活動報告書(様式第14号)を事務局に提出しなければならない。

(名称等の変更)

第21条 団体が、その名称、目的、代表者又は顧問教員の氏名を変更しようとするときは、学生団体変更願(様式第15号)を事務局に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(団体の解散届)

第22条 団体が、解散しようとするときは、学生団体解散届(様式第16号)を事務局に提出しなければならない。

(団体の活動停止)

第23条 学長は、団体が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、当該団体の活動の停止又は解散を命ずることができる。

- 一 本学の教育研究活動を妨げたとき。
- 二 学則又は本学の諸規程に違反した活動を行ったとき。
- 三 団体の構成員が不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関連のあったとき。
- 四 長期にわたって団体活動が行われなかったとき。

(団体の学外活動)

第24条 団体が、学外において活動を実施しようとするときは、原則としてその7日前までに学外活動届(様式第17号)を事務局に提出しなければならない。

(施設利用等)

第25条 学生又は団体が、学内の施設を利用する場合の手続きは、国際教養大学施設管理規程の定めるところによる。

(その他)

第26条 本規程に定める事項の他、海外での活動について等、団体が学外において行う活動の細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 第15条の規定は、改正後の規定にかかわらず、グローバル・ビジネス課程及びグローバル・スタディズ課程に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

別 表

証明書発行機により交付を受けることができる証明書	
1	在学証明書
2	学生旅客運賃割引証
3	成績証明書
4	卒業見込証明書
5	健康診断証明書

様式第1号	誓約書
様式第2号	保証書
様式第2号の2	保証人変更届
様式第3号	学生氏名変更届
様式第4号	証明書等交付申請書
様式第5号	学生証再交付申請書
様式第6号	休学（期間延長）願
様式第7号	復学願
様式第8号	転学願
様式第9号	転課程願
様式第9号の2	転領域願
様式第10号	留学願
様式第11号	退学願
様式第12号	学生団体設立申請書
様式第12号の2	学生団体構成員名簿
様式第12号の3	学外団体加入願
様式第13号	学生団体設立許可更新願
様式第14号	学生団体活動報告書
様式第15号	学生団体変更願
様式第16号	学生団体解散届
様式第17号	学外活動届